



55歳、65歳の人に無料歯周疾患検診を実施します

歯周病など口腔のトラブルが増加する世代として55歳と65歳の人に「歯周疾患検診」を実施します。

対象者には、無料受診券付はがきを郵送済みです。はがきに記載されている実施歯科医療機関で受診してください。

対象者 55歳(昭和37年4月1日～昭和38年3月31日生まれ)の人、65歳(昭和27年4月1日～昭和28年3月31日生まれ)の人

検診期間 7月1日(日)～10月31日(日)

※先にお知らせ済みの40歳、50歳、60歳、70歳の人でも10月31日(日)まで受診ができます。

☎ 健康・子育て支援室 ☎ 63-6970



「認知症の人と家族の会」つどい・交流会を開催

認知症の人を介護する家族がつらさを抱え、孤立してしまわないように介護者同士の情報交換、近況報告を行います。

日時 7月25日(日) 午後1時30分～4時

場所 武道交流館いきいき(蔵持町里)

対象 認知症の人とその家族

参加費 200円

※認知症の人は無料。家族の会会員は100円。

申込不要。認知症の人が参加する場合は、事前に問い合わせ先へ

☎ 地域包括支援センター ☎ 63-7833



第2回「介護職員初任者研修(旧ヘルパー2級)」受講生募集

期間 9月13日(日)～11月2日(日)(おおむね週3回 計130時間) 午前9時～午後5時

場所 三重県社会福祉会館(津市桜橋)ほか

対象 県内に住民登録している離職者で、満75歳未満の人

定員 39人(応募者多数の場合は抽選)

受講料 無料 ※テキスト代など一部自己負担

申込期限 7月10日(日)～8月16日(日)(必着)

◎申込方法など詳しくは、問い合わせ先へ

☎ 三重県社会福祉協議会

☎ 059-227-5160



75歳以上の全ての人へ(一定の障害がある人は65歳以上)

後期高齢者医療制度のお知らせ

☎ 三重県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 059-221-6883 / 保険年金室 ☎ 63-7105

保険証は、若草色からピンク色へ変わります

7月中旬に新しい保険証(ピンク色)を簡易書留郵便で送付します。

現在の保険証(若草色)の有効期限は7月31日までです。

8月からは、必ず新しい保険証で診療を受けてください。古い保険証は裁断して破棄するか、保険年金室まで返却してください。

●世帯全員が住民税非課税の人は、通院・入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院窓口へ提示すると、窓口の支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。また、入院の際に食事代が減額されます。該当する人は、市役所1階保険年金室で申請してください。



保険料の計算方法

被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。7月中旬に、保険年金室から保険料額と納付方法(原則年金からの天引き)の通知を送付します。

$$1人あたり年間保険料(限度額57万円) = \text{【均等割額】} 43,870円 + \text{【所得割額(算出方法)】} (\text{平成28年中の総所得金額等} - 33万円) \times 9.06\%$$

※1「総所得金額等」…▼各収入から必要経費(公的年金控除額や給与控除額など)を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みます。ただし、退職所得は含みません。

▼遺族年金や障害年金は収入に含みません。

▼各種所得控除(社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除など)は適用されません。

▼保険料を決定する基準日は4月1日(4月2日以降に資格を取得したときは取得した日)です。

次に該当する人は、保険料が軽減されます

■ 低所得世帯の人

【均等割額】の軽減 (同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合算額)

33万円以下であって、被保険者全員の年金収入が80万円以下 ⇒ 9割減 均等割額 4,387円

33万円以下 ⇒ 8.5割減 均等割額 6,580円

(33万円 + 被保険者数 × 27万円) 以下 ⇒ 5割減 均等割額 21,935円

(33万円 + 被保険者数 × 49万円) 以下 ⇒ 2割減 均等割額 35,096円

【所得割額】の軽減 (年金収入のみの場合、153万円～211万円の人が対象)

(平成28年中の総所得金額 - 33万円) が58万円以下 ⇒ 2割減 所得割額

※年金収入のみで153万円未満の人は所得割はかかりません。

■ 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(※2)の被扶養者であった人

年間保険料は、13,161円です (均等割を7割軽減、所得割はかかりません)

該当者には、軽減後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった人で、軽減措置が行われていない場合は、保険年金室へご連絡ください。 ※2市町国民健康保険および国民健康保険組合は含まれません。

◎詳しくは、保険証とともに送付される「医療制度のご案内」をご覧ください。

★ Facebook(フェイスブック)を活用して、市の職員が名張の魅力を全国に発信中! その中身を少しだけ、ご紹介します。

フェイスブック Facebookからこんにちは!



地元のしめじを給食に「ふるさと名張バリっ子給食」

こんにちは。教育総務室の岡野です。

市では、全小学校で名張産の食材を学校給食に取り入れる「ふるさと名張バリっ子給食」の日を設けています。

今回、取り入れたのは「錦生産しめじ」。旧錦生小学校の給食棟で地元の皆さんが栽培している「しめじ」を、市内の全小学校の給食室に届けてもらいました。この日の給食に使った「しめじ」(約

4400食分、62.9kg)は、給食調理員が「しめじ入りみそ汁」に調理しました。

地元で採れた農産物を使った給食を食べ、子どもたちは「おいしい!」と笑顔に。また、しめじを育てた地元の皆さんも「子どもたちの笑顔を見ることが励みになる」と喜んでいました。

市公式ページ <http://facebook.com/city.nabari/>